

平成 23 年 11 月 2 日

第 21 回栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成 23 年 10 月 26 日（水）午後 7：00～9：00

場 所： 市役所 3 階 正庁

出 席 者： 児玉委員長他市民会議委員 38 名

事務局：高橋課長他 8 名

議事要旨

1. 開 会 児玉委員長

○ 委員長

- ・ 10 月 3 日から 12 日にかけて延べ 8 回の市民説明会を開催して、237 名の参加があった。
- ・ 当初は委員よりも 1 名でも参加者の方が多くなることを目標としていたが、それをはるかに上回る結果になり、大成功だったと思う。
- ・ 改めて委員の皆さんには感謝を申し上げる。
- ・ 本日は、市民説明会でいただいた多数の意見、要望について検討し、最終的なとりまとめを行っていききたい。
- ・ 市長への答申に向けて回も限られるので、実質的な検討の場は本日で一旦区切らせていただきたい。
- ・ とはいえ、検討事項が多数に及んでいるので 2 時間の会議で収まるか不安だが、9 時終了を目途に進めていききたいのでご協力いただきたい。
- ・ 市民説明会の様々な意見、その後補足的にいただいた意見を精査して、解説等をよく読んでもらえれば理解してもらえるようなものや、あくまで意見、要望であり参考としたものもあるが、中には的を射た意見で検討するとしたものもあるので、それについて議論してもらいたい。
- ・ 進め方としては、前文を最後に残して条例本文の第 1 条から検討していききたい。検討事項が 26 項目あるがその都度確認していききたい。

(1) 条例素案の修正について

検討事項 9.10.11 について

～ 事務局から説明 ～

- 委員長
 - ・ 第3条【定義】について多くの意見をいただいている。
 - ・ 検討事項9としては「市民」の定義について混乱や誤解を招くのではないか、メールでも外国人参政権に繋がるような定義はどうかという意見をいただいている。いくつかの条文では住民と限定しているので問題ないと思うが、そういう捉え方をする方もいるので、きちんと解説で示すことで良いのではないかと思う。
 - ・ 検討事項10の「参画」、検討事項11の「共生」についても、解説で説明することで対応したいと思うが意見はあるか。
- A委員
 - ・ そもそも解説はどのような効力を持つものなのか。
- 委員長
 - ・ 解説は法律的な効力を持つものではない。
 - ・ 条文が簡潔にまとまっているので、それをわかりやすく説明したもの。誤解がないように具体例を挙げて説明したりするもの。
- A委員
 - ・ 条文は修正せず解説を修正するだけでごまかしているように思われてしまうのではないか。
 - ・ 解説に加えるというのはどういう意味を持つのか。
- 委員長
 - ・ 条文に不備はないので修正する必要はないが、もう少しわかりやすく説明する必要があるということで解説を手直しするとした。
- A委員
 - ・ そういうことであれば構わないが、条文の修正をしないでごまかしているようにとられるのは嫌だと思った。
- 委員長
 - ・ これから検討していく全ての事項について解説で対応するわけではなく、条文そのものの修正が必要と考えているものもあるので、そこは理解してもらえと思う。
 - ・ 他に意見はないようなので検討事項9.10.11については解説に説明を加えるということで整理したい。
 - ・ 最終的に市長に答申書を出す場合は条例本文に解説書も併せて提出するので、解説内容については確認していただけたらと思う。

検討事項 12.13 について

～ 事務局から説明 ～

- 委員長
 - ・ 検討事項 12 として「まちづくりに参画する権利」と「市政に参画する権利」をひとまとめにするという案。
 - ・ 検討事項 13 として「～責務」を「～こと」と修正するという案。
- B委員
 - ・ 検討事項 13 についてはやはり「～責務」としておかなければならないこともあると思う。片方だけ「～権利」として、片方を「～こと」とするのはいかがなものか。
- 委員長
 - ・ 10 条で「権利」を、11 条で「責務」という形で表現をそろえていたのだが、そういった意見があったので検討している。ただ、「～権利」を「～こと」と置き換えてしまうと意味が通じないところも出てしまうので、10 条はそのままだのほうが良いのではないかなと思う。11 条については抵抗感があるという意見があったので「～こと」に直すことも検討しても良いと思う。
 - ・ バランスが悪くなってしまいが、条文としては不都合がないと考えるか、もうちょっと条文としての体裁にこだわるかということになる。
- C委員
 - ・ 義務があって権利があるのだから、片方だけ表現を和らげて、片方は主張するというのはどうかと思う。
- 委員長
 - ・ 確かに経緯を知らない人が見たら権利は「～権利」で、責務は「～こと」となっていることには違和感を覚えると思う。
- D委員
 - ・ 市民の立場として権利を主張するのであれば義務を負うべきだと思う。そうでなければこの条例の価値が失われてしまうと思う。
- E委員
 - ・ 「～責務」が並んでおり条文がきつく見えるので、第 10 条「～掲げる権利を有する」、第 11 条「～掲げる責務を負う。」として、「～権利」、「～責務」を「～こと」とすればきつい印象はなくなるのではないかな。
- 委員長
 - ・ 修正の仕方はいろいろあると思うが、本質的に変わらなければどれを選んでも同じかと思う。
- A委員
 - ・ 誰にでもわかりやすくという点では、E委員の意見に賛成する。
 - ・ 検討事項 12 は市政はまちづくりに含まれるということを前提として主張しているのに、その後「(2)まちづくり及び市政に参画する権利」

とするのは意見としておかしいのではないか。

○ 委員長

- ・ 10条では「(2)まちづくりに参画する権利」と「(5)市政に参画する権利」を分けているが、11条では「(3)まちづくり及び市政への参画に関して、～」としているのでどちらかに統一する必要があると思う。

○ F委員

- ・ 戦前は全ての法律や条例が義務を課すものであった。戦後は権利と義務がイコールになっている。そういう点からは今提起されている点は良いと思う。

○ G委員

- ・ 答申する際に解説を添付するというが、解説書において責務について詳細に説明されている。権利と義務という相対的な表現があるのだから、原案どおり「～権利」、「～責務」のままで良いと思う。

○ H委員

- ・ 考え方として、前文で市民自治について議論したうえでこの条文を選んだ。そういう考え方で良いので、権利と義務を主張して良いと思う。
- ・ 「～ものとする。」という表現は腰が引けているので、「～責務を負う。」、「～権利を有する。」としたほうが良いと思う。

○ 委員長

- ・ 原案のままで良いという意見。片方を「～権利」、片方を「～こと」とする事務局修正案。権利と責務両方とも「～こと」とするE委員の修正案。3つについて多数決で意見を伺いたい。

～原案のままで良いという意見に賛成多数～

- ・ 修正せずに原案どおりとしたい。
- ・ H委員も言っているように市民自治を謳っているので、自らに甘いということは市民自治の姿勢を問われてしまうので、はっきりと自らに対して厳しい姿勢も必要だと思う。
- ・ 検討事項12について異議はないようなので修正案のとおりとする。

検討事項 14.15.16.17 について

～ 事務局から説明 ～

○ 委員長

- ・ 検討事項14については特段内容が変更になる修正ではなく、より条文らしい表現になるので修正案どおりが良いと思う。異議もないようなので修正案のとおりとする。

- ・ 検討事項 15 については表現がきついで「～努めるものとする。」としたらどうかという修正案だが、これについてもニュアンスの問題かと思う。
 - ・ 市民が主語で「～なければならない。」という表現に市民が抵抗を感じるのであれば、他の言い回しに変えてみたらどうかという提案。
- D 委員
- ・ 条例として柔らかい表現にすることは効力等に影響しないのか。
 - ・ なんでも市民に配慮して柔らかい表現にしていくのはどうかと思う。
- 委員長
- ・ 効力としての違いはないと思う。
- E 委員
- ・ 自分は市民が自主的に交流を図り、その経験をまちづくりに活かさなければならないという努力目標のようなものと説明したが、質問者には交流を図ることにも「努めなければならない。」が係り、縛りになるように解釈されたのだと気付いた。
 - ・ そう考えると、事務局の修正案で良いのではないかと思う。
- D 委員
- ・ 交流についてはそれで良いと思うが、全体を修正するのはどうかと思う。
- 委員長
- ・ 推測でしかないが、条例を市長や議会が作るものと思っている人には、「～しなければならない。」という表現は強制されているような印象を受けるのではないか。
 - ・ 一方、市民の代表者が作っているということを理解している人は、自分に課したルールであると受け取るので、そんなに抵抗を受けないのではないかと思う。
- I 委員
- ・ 極端な話、協働や参画しない人にとって自治基本条例は当てはまらず、協働や参画して初めて、この条例が生きてくる。
 - ・ 結局のところ、自分たちが要求するものに対しては甘く、自分たちに課せられるものについては厳しくとらえている。確かにこの条例は全ての市民が当てはまるものだから、一市民としてそういう考えがあるのかもしれないが、どうかと思う。
 - ・ この条例の根本的な意味を考えると、一定の規制は必要だと思う。中には厳しい表現もあるが、そういった縛りを入れないと条例としてまとまりがなくなると思う。

○ 委員長

- ・ 現実問題として条例作りに関わっていない人にとっては、いつまでたってもこの条例は他人の作ったものだから押し付けの印象を受けてしまうのだと思う。
- ・ 市民会議委員の皆さんは、自分たちで条例を作ったという自負を持っているので、市民にとって厳しい意見を定めても良いと思っていることだと思う。

○ J委員

- ・ 14条は1項で市民について、2項で市についてと対になっているので原案のままが良いと思う。
- ・ 市民だから「～努めるものとする。」、市だから「～努めなければならぬ。」とするのは一つの条文の中でおかしいと思う。
- ・ 第15条については市民のみにかかるのでどちらでも良いと思うが、あたりとしては「～努めるものとする。」のほうが良いのではないかな。

○ 委員長

- ・ 13条にも「～努めなければならない。」とあるのできりがなくなってしまう。15条だけという考えで良いと思う。

○ K委員

- ・ E委員が言ったように交流を図ることと、まちづくりに活かすことに同様に「努めなければならない」が係っているように受け取れるということについては、その通りだが、解説には必ずしも積極的に交流を図ることに努めなければならぬと謳ってはいない。
- ・ ここのところをいろいろ解釈できるので、場合によっては表現を見直さないと疑義が生じてしまうのではないかな。
- ・ 要は交流の経験をまちづくりに活かすことは市民の務めであるということの規定するもので、積極的な交流に努めなければならぬとすると市民の負担が大きいと思う。

○ 委員長

- ・ 説明会での質問は交流とまちづくりに活かすということの関係に主眼があったのかもしれない。
- ・ 1つは条文そのものを見直すということと、もう1つは解説文が誤解を招くような内容だったのでそれを修正するということ。

○ F委員

- ・ ここでいう交流は広義の意味の交流が含まれると思うので、修正案のとおりで十分。
- ・ 交流は生活している人が誰でもできる広義の解釈が良いと思う。

- L 委員
 - ・ 「積極的な～」という言葉が重荷になっているのではないか。
- K 委員
 - ・ 極端に分けると、「積極的な交流を図るように努める。」ことと「まちづくりに活かすよう努める。」こととなり、それをできるかが問題。
 - ・ 確かに F 委員の意見のように交流を広くとらえることは必要なことだが、そう解釈してもらえるか懸念される。
- 委員長
 - ・ K 委員の趣旨だと、「市民は交流で得られた経験を活かすように努めなければならぬ。」という修正になる。
 - ・ 原案の条文では交流そのものが求められているのか、まちづくりに活かすことが求められているのかという二通りの受け取り方ができるのが問題。
- M 委員
 - ・ 外国人は市内にもいるし、いろいろな人々と交流しながらその経験をまちづくりに活かす。その捉え方なら誰もが参加できるのではないか。
- F 委員
 - ・ 市内外としたら良いと思う。
 - ・ 「積極的に～」という文言については意識の問題だと思う。積極的ということは意識的な交流として解釈している。
- A 委員
 - ・ 暴論になるが、いっそのことこの条文はいらぬのではないか。
- 委員長
 - ・ 削除するということか。
 - ・ 自発的な交流については条例で規定する必要はないが、背中を押すという意味での条例である。
 - ・ 修正を加えるとしたら 15 条だけとし、第 15 条の修正については保留とし、後回しにする。
 - ・ 検討事項 16 については解説文のような文言を加えたらどうかという修正案だが、意見はあるか。
- E 委員
 - ・ 市職員が「積極的に地域のまちづくり活動に協力する。」という文言は、市民としてではなく傍観者として協力するという意味に思えるので、「まちづくり活動に参画する。」とすれば市民として市職員がまちづくりに参画するという意味になりすっきりするのではないかと思う。
- C 委員
 - ・ 市民の信頼獲得に努めることとは積極的にまちづくりに協力すること

しかないのか。もう少し幅広くいろいろなことを含んでいると思う。

- ・ 原案のままで良いのではないかと。なぜここで迎合する必要があるのか。

○ A委員

- ・ E委員と同様に逆の意味に捉えられてしまうのではないかと。
- ・ 協力するのではなく積極的にやらなければならないのだから、協力なんて文言を入れると逆に第三者的になってしまうのではないかと。

○ 委員長

- ・ 条文に例示を入れるのはどうかという印象を持った。
- ・ 恐らく2つの考え方があり、1つは具体的な行動に限らず、幅広く市民の信頼獲得につながる全てに関することとし原案どおりとなる。
- ・ もう1つは、どうやって信頼獲得すれば良いのかということで職員に戸惑いが生じるということだと思ふ。

○ M委員

- ・ 市民の信頼を獲得しなければならない職員はそう多くないと思う。ただ、中にはそういった職員もいるのでこの条項は必要なのだと思ふ。
- ・ 信頼獲得とは本人が自覚することなのではないか。
- ・ 市の業務を行うに当たり誤解等が生じることもあるので、市民としてはこの条項があったほうが良いと思ふ。このままで良いのではないかと。

○ 委員長

- ・ 特に修正がいらぬという意見と、こう修正したほうが良いという意見があるが、意見を伺いたい。

～ 原案どおり修正必要なしという意見に賛成多数 ～

- ・ 修正なしということで進めたい。
- ・ 検討事項 17 は、個人情報に関することは必ずしも市民に限らないので原案どおりということに。その他意見はないようなので修正なしとする。

検討事項 18.19.20.21 について

～ 事務局から説明 ～

○ 委員長

- ・ 請求要件の 1/10 についてハードルが高い、低い、他に定めるべきではないかという意見がある。
- ・ 先に検討事項 21 については文章表現の問題なので事務局案で良いと思ふが、意見もないようなので事務局案のとおり修正する。

- ・ 問題は検討事項 18.19.20 なのだがこれについて意見はないか。
- A委員
 - ・ もう一度検討するのか。
 - ・ 市民会議で議論し結論が出たのだから、素案としては 1/10 だとはっきりさせ、検討事項にあげるべきではないのではないかと思う。
 - ・ 杉並区の条例では議員の 1/12 で発議ができるという規定を設けているが、議員の発議権について規定していないが良いのか。
 - ・ この条例では発議権のことを請求と表現しているが法律的に良いのか。
 - ・ 1/10 のハードルが高いという意見は、地方自治法の請求権の 1/50 と勘違いしているのではないか。
- 委員長
 - ・ 住民投票についてはどこまで詳細に規定するかが課題なのだが、市民がどう関われるかは規定するべきだとは思う。
- N委員
 - ・ 杉並区の自治基本条例では議員の発議権について議員定数の 1/12 による発議という規定が設けられているということだが、これまでの議会の中でも動議という形で本会議開催中に議案の提出ができた。旧栃木市の場合定数 20 名のうちの 5 名の連署を持って動議することができ、これが発議に近いものではないかと思う。
 - ・ 杉並区の自治基本条例は特殊な形で作っているということもあり、特段盛り込まなくても大丈夫なのではないかと思う。
- 委員長
 - ・ 議員については特段あえて規定しなくても良い印象がある。
- J委員
 - ・ 市政に対する重要事項はどの程度のことを想定しているのか。
 - ・ 検討時には例示を受けたが、市庁舎の建替えや、市長のマニフェストと違う政策が出た場合、一つの地域や一つの政党、一つの団体だけにとって重要なことは重要事項になりえるのか。
 - ・ そういったことも重要事項になりえるのであれば個人的には 1/10 はハードルが低いのではないか。
- A委員
 - ・ 1/10 の連署を集められるということは重要事項なのではないか。
 - ・ 重要事項は市民が考えれば良いことであり、規定することではない。
- 委員長
 - ・ 26 条第 1 項においては市長が重要と考えれば住民投票を行う。
 - ・ 第 2 項については 1/10 以上の連署が集まるということは重要な事項であるということになる。

○ L 委員

- ・ 日本国憲法の前文に「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、～」と規定されており日本人はそれに従うということになっている。
- ・ 26 条第 2 項では「選挙権を有する住民は～」と規定しているのだから、あくまで議会を尊重したうえで間接民主制の政治を行ってもらうことが市民の主眼であり、今問題になっている住民投票は 1/50 の住民投票条例制定請求を議会に出すことができるということと混同していると思う。
- ・ 議会をボイコットした形で直接住民投票を行うということでは、1/10 の連署は少なすぎると思う。

○ F 委員

- ・ 1/6 と 1/10 について議論したが、これはあくまで発議についてであって、実際に住民投票で過半数を越えなければ実行はされない。
- ・ 1/10 で案件が成立してしまうと勘違いしている人もいるかと思う。

○ A 委員

- ・ 結果として決まらなくても、住民投票のコストは発生するのでそれは無駄になってしまう。そう考えると 1/6 のほうが良いとは思う。
- ・ だが、この前結論が出たことをもう一度議論するのか。

○ O 委員

- ・ あれだけ議論したのだからこのまま進めて良いと思う。
- ・ こういうことはなかなかあるものではないと自分は考えるので、このまま進めて良いのでは。

○ 委員長

- ・ 市民説明会の意見は、これまで議論していない事は取り入れる必要があると思うが、この件については市民会議でも出された意見だし、議論もして一定の集約をみた。
- ・ いずれにしても意見が尽きないが、市民会議としては一つの結論を出している以上、それを白紙に戻すことはできないと思う。
- ・ 提案となるが、条例素案としては原案どおり示し、市長に答申する際に補足事項として、市民会議でも、市民説明会でも 1/6 と 1/10 で意見が分かれたので留意してほしいと付記する形で整理してはどうか。

○ C 委員

- ・ 栃木市の有権者は 116,000 人いて、市議会議員は 31 人いる。単純に市議会議員は 1 人 3,742 人から支持されていることになる。
- ・ 市民は議員をフル活用することが基本的な政治の仕組みだと思う。
- ・ 住民投票はそれを補う一つの手法。議員をないがしろにするような住

民投票は、議員を選んだ市民としてそれで良いのか。

- ・ 議員に投票したが、あてにならないから住民投票を行うという理屈もあると思うが、正当な市の政治を行っていくためにはそういうことを考えたうえでこれが良いか、悪いか判断すべきだったと思う。
- ・ 意見が通りやすいように 1/10 という結論になったわけだが、住民投票は政治の主流ではなく、市長や市議会議員により住民の意に反する何かがあった時に初めて行うものであると思う。

○ 委員長

- ・ この場で議論してもらいたいことは、こういった意見をどう取り扱うかということ議論することなので、混同しないでいただきたい。
- ・ また議論を始めると元に戻ってしまい民主制の本質に関することなのでなかなか議論は尽きないと思う。
- ・ いろいろな思いがあると思うが、説明会の意見にどのように対応するか、あるいはどのように答申するかということで整理し、先ほど提案したように議論の集約した結果として、素案は原案どおりとし、こういった意見の状況については市長に答申する際に付記するという形にしたいのだが、これに賛成か反対か伺いたい。

～ 賛成多数 ～

- ・ 賛成多数ということでそのような形で素案とし、1/6、1/10 と意見が分かれたことを答申の際にはっきり市長に申し上げたいと思う。

検討事項 22.23.24.25.26 について

～ 事務局から説明 ～

○ 委員長

- ・ 住民投票と同様に、議論になったのが審議会の公募委員の要件についてだが、これについてももう一度意見の集約確認をしていきたい。
- ・ まずは検討事項の 23 は表現の修正だが、意見ももっともだと思うので事務局案のとおり修正してはどうかと思うのだが、意見はないようなのでこのように修正したい。
- ・ その他、公募委員について一定数という要件が気になるという意見だが、これも市民会議で議論した結果である。
- ・ 公募委員の一定数の規定としては、審議会の公募委員についてと、自治基本条例をモニタリングする市民会議での公募委員についてと二つの規定があるのだが、具体的に規定するのは難しいというところであるが、その点について何か意見はあるか。

- J委員
 - ・ 第 27 条の審議会等についてはいろいろな審議会があるので公募委員の割合については具体的に決めるのは難しいのではないかと思います。
 - ・ 第 44 条市民会議の公募委員については、他には及ばないので公募委員の割合ははっきり決めても良いのではないかと。
- P委員
 - ・ 通常の審議会は 20 名以下がほとんど。
 - ・ そこでどの自治体も公募委員は 2 割以上を努力目標にしたり、女性については 3 割以上参加するようにしなければならないとしているので、あえて市民会議や政策懇談会等市民の意見を反映させるものについては各地域 5 名以上等規定した方が良いと思う。
 - ・ 公募委員を担保するために一定数を設けるが、人数については審議会等の公募委員についての条例で規定した方が良いと思う。
 - ・ 44 条の市民会議の公募委員については一定以上とすると行政側で勝手に決められてしまうので、合併以前の旧市町において 5 名以上等、人数をきちんと決めるべきだと思う。
- 委員長
 - ・ 市民会議については人数を決めるべきだという意見だが、ここで規定している市民会議とはこの自治基本条例市民会議の後継として、条例制定後設けるものであるが、基本的に同じ性格のものだから、今の自治基本条例市民会議の公募委員の 4 割という割合は目安になると思う。
- F委員
 - ・ 各地域に配慮するのは大切だが、いま大切なのはできるだけ早く地域が名実ともに一体化することだと思う。
 - ・ 当初は各地域の代表等の配慮も必要だが、それ以上に一体化の方向を追及した方が良いと思う。そして各委員会の性質があるので、そこに専門性のある委員が入れるように配慮するべきだと思う。
- 委員長
 - ・ 委員長の立場としては、なるべく委員会の人数は絞ってほしいという思いがあり、やはり毎回会議が 70、80 人だと意見集約が大変。
 - ・ 各地区の代表となるとどうしても人数が多くなってしまいますので、過渡期としては必要なことかもしれないが、最終的には市民会議としても議論ができる会議の規模を目指してほしい。
 - ・ これもさんざん議論した形でこの様に一定数以上という結論に至ったので、市民会議としてはこれ以上修正しがたいところがあると思う。
 - ・ 条文は修正しがたいが、住民投票と同じように市長への答申書の中で 2 点付記したらどうか。

- ・ 1 点目は早急に公募手続きに関するガイドラインを作ってほしいということ。別に定めるとしているので、公募の手続きを早急に検討し策定するように市長に付け加えるということ。その定めがないと市民会議としても、市民としても納得がいかないと思われる。
 - ・ 2 点目は市民会議の公募委員の割合については、現行の自治基本条例市民会議の公募委員の割合である 4 割を一つの目安にして決定してもらいたいということ、合わせて市長に答申してはどうかと考える。
 - ・ 懸念していることは、目標値の怖さとして、4 割以上とすると、4 割という目標をクリアすることに重点を置かれてしまう。そこが逆にネックになってしまうので目標ラインの設定は、この場で性急に結論を出すよりはもう少しきちんと検討してほしいというところがある。
- K委員
- ・ 方向としては委員長の提案で良いと思うが、条文について疑義がある。第 27 条第 5 項で「委員等の公募の手続については、」と手続について強調されているのだが、ここに公募委員の構成や人数を含めて別に定めるとしたほうが疑義が生じにくいのではないか。
 - ・ 第 3 項についても公募の手続のよりどころになるものだと思うので、第 5 項は 1 項、2 項、3 項に基づいて委員の構成及び委員等の公募の手続については、別に定めるとしたらどうかと思う。
- 委員長
- ・ 第 5 項に関しては「第 1 項、第 2 項及び第 3 項に定めるもののほか、委員等の公募については別に定める。」としたいと思う。
 - ・ 確認だが、公募の手続にては早急にガイドラインを制定すること。市民会議の公募委員の割合を目安にすることを市長に答申するということで、特に意見もないようなのでそのようにさせていただく。
- A委員
- ・ 第 2 条第 3 項について「市民、議員及び市長並びに市長及び行政委員会等の補助機関である市職員（以下「市職員」という。）」という表現だと行政委員会が含まれないと思われる。
 - ・ もともとこの第 3 項は必要ないと思うが、どうしても入れるのであれば行政委員会も含めるべき。
- 委員長
- ・ 言い回しがくどいといわれている条文である。
 - ・ 確かに行政委員会は含まれていないと思うので、表現を検討させていただいて次回示させていただきたい。
 - ・ 削除するという議論までは戻りたくないで修正させていただく。

検討事項 1.2.3.4.5.6.7.8 について

～ 事務局から説明 ～

○ 委員長

- ・ 検討事項 1 として、「栃木市民自治基本条例」としたらどうかという提案だが、市民会議においても同様の意見が出て、議論の結果今の「栃木市自治基本条例」に落ち着いたということで、原案どおりとしたい。
- ・ 検討事項 2 については第 15 条については「努めるものとする。」と修正するものとして、全体の表現についてはもう一度検討する。
- ・ 前文についてはいろいろな意見があり、とりあえず文章全体が長くならないように、もう少し自然に読めるようにということで整理したものが資料 6 で示したものである。

○ D 委員

- ・ 自分は前文は非常に大切なものだと思っている。全ての条文が帰結するのが前文だと思う。
- ・ 条文は人によって解釈が異なるものだと思う。条文を前文に則って解釈することや条例の精神がここにあることを示すのが前文だと思う。
- ・ 前文を旧大平町の条例や旧栃木市の条例も含めて多くの人に見てもらったが、皆さんから前文が心に沁みないという意見をもらった。自分は旧大平町の条例や日本国憲法の前文を読むと涙が出るのだが、この全文を読んでもそういった気概が持てる内容が盛り込まれていない。
- ・ 前文の中に心が足りない。K 委員の意見の中に「住み、働き、学び、活動している人々に、「誇れるまち」「これからも住みたいまち」という良い表現があった。言っていることは全部心の問題である。
- ・ 「希望溢れる」や「活力に満ちて、住みやすく」等の表現があるがなかなかこれでは感動しづらい。もう少し文言を格調高い表現を使ってもらいたい。
- ・ K 委員の意見を基に、「誇れるまち」、「これからも住みたいまち」、「次代を担う人々に、心地よい、誇れる“郷土”、“ふるさと”と思ってもらえる」などすごく良い表現だと思う。
- ・ 修正案にも誇りという表現はあるが、蔵などの建造物には地域の誇りがあるのだろうが、これから誇りを持って未来志向で生きていけるという方向で使ったほうが誇りという言葉が活きるのではないか。

○ 委員長

- ・ 気持ちはわかるが、前文についてはこれまで長く議論してきたが、全

員が納得できるような文章は難しい。D委員が感動しても、自分が感動しないこともある。なかなか集約しづらいものである。

- ・ 条例はあくまでルールであって、人を感動させる文章ではない。前文は確かに大切だが、今議論しなければならないことはルール作りについてであって、市民の士気を高めることではない。
- ・ 事務局案は、これまでの議論を踏まえて示したもののなので、市民会議としての集約の形なのではないかと思う。
- ・ 次回具体的な今後の取り扱いについての説明があるが、これから市民会議として答申するが、この条例が出来上がるまでこの市民会議は続く。きちんと答申が活かされているか監視する作業が残っている。
- ・ 条例案については、パブリックコメントとして市民から意見を募集する機会があるので、当然その中でもD委員を含めいろいろな人から意見が出るかもしれない。それはまた議会なり市民会議とは別の場で意見集約を進めていくのかと思うが、市民会議としてどうまとめるか検討してもらいたい。
- ・ 説明は長くなってしまったが、一つのたたき台として不備があるとは思わないのだが、この修正案に賛同いただけるか。

～ 賛成多数 ～

- ・ 修正案に沿って次回最終的な答申案を示したい。
- ・ 再度、検討事項 15 についてだが、文末表現は「努めるものとする。」とするということとして、内容については次回事務局案を用意する。
- ・ 意見としては、市外のみではなく市内もという意見、「積極的な」という表現は少しきついのではという意見、交流とまちづくりに活かすこととの関係が誤解を招くという意見だった。

○ C委員

- ・ 確かに交流は大切だが条文にこだわるようなものではないと思う。
- ・ 様々な活動を通じて様々な人と交流を図りだけで良いのではないか。

○ E委員

- ・ 市内も必要なのではないかという意見だが、市内の人々は市民と定義され、その人たちとは全て協働しようと謳っている。第 15 条には市外と交流しいろいろな文化を吸収する目的があると思う。市内を含めると交流という言葉が協働や参画と共通性を持つように捉えられてしまうような気がするので、事務局の案に賛成する。

○ 委員長

- ・ これも検討し集約した一つの文章なので、大幅な修正は難しいと思う。

○ D委員

- ・ 先ほど条例はルールであると言ったが、交流をルールとするとどうい

ったルールなのか。ルールということはある程度の縛りがあるのか。

○ 委員長

- ・ 交流の経験をまちづくりに活かすよう努めるというルールになる。

○ D委員

- ・ それこそ前文に盛り込むような内容であって、責務的なルールではないのではないか。

○ 委員長

- ・ この条文自体がいらないと考える方はどの程度いるのか。

～ いらないと考える委員過半数以下 ～

- ・ この条文自体がいらないとするのは全体の意見とは言えない。
- ・ いずれにせよ、この場で文言について検討する時間はないので、次回この事項についてだけ検討したいと思う。
- ・ 腹案がある方は明日中に条文案を事務局に提案してもらいたい。

○ H委員

- ・ 引用条文の誤りについて説明がないのか。

○ 事務局

- ・ 第 27 条【審議会等】において引用している地方自治法の条文が誤っていたので修正させていただく。

○ H委員

- ・ 資料 4 で提案しているとおり、() の使い方を検討してもらいたい。そうでないと第 16 条第 4 項で規定している全ての会議が明確にならない。

○ 委員長

- ・ 『』は普段法令用語として用いないので表現を検討する。

○ 事務局

- ・ 検討するが、通常例規上『』は使わない。
- ・ 議会運営委員会と全員協議会が会議に含まれているかについては確認する。

○ 委員長

- ・ H委員から法令用語や条文について意見をいただいたが、恐らく条例素案を答申した後、庁内検討するにあたり法規の審査があるので、そこで技術的には詰めていくことになると思う。